

予期せぬトラブルに備える！

家族信託で得られる安心

河野様 (仮名) / 50代後半

(河野様のお母様 / ご自宅、年金暮らし。80代半ば)

インタビュアー：佐賀浩二 (司法書士法人クラフトライフ/(株)グッドライフパートナーズ)

インタビュー日：2024年9月23日

interview
CASE3



家族信託利用のきっかけ

～詐欺や資産凍結を防ぎたい！

佐賀：家族信託のご利用に至った理由を教えてください。

河野さん：高齢の母だけに資産管理を任せておくと、詐欺師に騙されて土地と家を奪われてしまうんじゃないか、そんな心配がありました。また、認知症や寝たきりになると、預金が凍結することもあると聞いていたので、家族信託を利用しようと検討しました。

佐賀：お母様のお手元に大きな財産があることで、詐欺被害や資産凍結のトラブルに見舞われることを未然に防ぐためにご利用いただいたわけですね。実際にご利用されて、不安は解消されましたか？

河野さん：そういった不安は解消されましたね。

佐賀：家族信託の利用を始めて、会計作業等を行っていただけていますが、ご負担が大きいなどといった印象はありますか？

河野さん：今のところ特に問題はないですね。



家族信託で、 高齢の親の資産を守っていく

佐賀：家族信託をご利用いただいたことで、資産凍結や詐欺被害の不安が解消されたとのことでしたが、他にも利用して良かったことはありましたか？

河野さん：不動産業者をあまり信用していなかったのですが、不動産の査定をしていただいたのは助かりましたね。

佐賀：それは良かったです。色々な方がいる業界ですからね笑。

河野さん：不動産ではないのですが、私の友人が以前、退職金が銀行口座に入った途端に銀行でやたらと営業されたことがあります。大手だからといって安心はできないなという印象を持ちました。

佐賀：私の親や他のお客様からも、相続でお金が入った途端に別室に案内されて・・・、といった話を聞きます。不動産も保険も、財産や収支、相続関係等全体を見た利用が必要ですが、営業の方は売ることが前提ですから、積極的に営業をかけてきますよね。

河野さん：保険などは言われたままにしていると、どんどん契約をさせられますから。

佐賀：そうすると、家族信託を利用して良かったこととしては、資産凍結や詐欺被害、押し売りのような営業を予防できたこと、不動産の査定もできて、売却した場合の税金関係と手残りもイメージがついたというところでしょうか。

河野さん：そうですね。少しお聞きしたいのですが、自宅の売却は、相続の前と後では税金の関係は変わりますか？

佐賀：正確な情報は税理士にご確認いただきたいのですが、相続前であればご自宅ですので、譲渡所得から3,000万円を控除できる特例が利用できるかと思います。

一方で、相続後はこれが使えず、空家控除と言われている控除も信託を利用しているため使えません。ただ、相続前に売却すると、結果として相続税負担が大きくなる可能性が高いです。税理士に計算してもらわないといけないので、必要であればお声がけください。

河野さん：ありがとうございます。母の豊かな生活が前提ですが、税金についてもよく考えて、売却時期は相談させていただきたいと思います。

親とのコミュニケーションを大切に

佐賀：最後に、75歳以上の親御さんがいらっしゃるお子様世代へのメッセージをお願いできますか？

河野さん：いざ親が亡くなってしまった時、慌てないためにも相続の取り決めは大事ですし、詐欺被害や資産凍結の予防は必要だと思います。ただ、それには親の納得が不可欠で、普段から親との関わりがないと難しいと思います。こういった事は、普段話しをしていない関係ではできない内容ですから。

佐賀：確かに。特に信託は、親が財産管理を託す訳ですからね。

河野さん：はい。普段から親とのコミュニケーションを大切にして下さい、といったところでしょうか。

佐賀：家族信託を選択する上で、肝要なメッセージありがとうございます。実際にお子様をご相談にいらして、親御さんが信託や遺言に取り組んでくれないとお話しされる方もいらっしゃいます。焦らず、コミュニケーションを継続的に取っていき、安心してもらうことが大切ですね。